

## 目 次

第Ⅰ章 良好な景観の形成に向けて.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 鳥羽市の景観将来像.....	3
第Ⅱ章 景観計画区域.....	4
1. 景観計画区域.....	4
第Ⅲ章 良好な景観の形成に関する方針.....	5
1. 良好な景観の形成に関する基本目標.....	5
(1) 面的な広がりのある景観のまとまりに応じた景観形成.....	5
(2) 地域を超えて伸びる骨格となる景観軸に応じた景観形成.....	5
(3) 景観を構成する要素となる景観資源の保全活用.....	6
(4) 個性豊かで、魅力ある地区に応じた景観形成.....	6
(5) 視点場からの眺望に応じた景観形成.....	6
(6) 良好な景観の形成を推進する環境づくり.....	7
2. 面的な景観.....	9
(1) みなとまちの景観.....	11
(2) 海岸と島の景観.....	13
(3) 山地の景観.....	15
3. 線的な景観.....	17
【景観軸】.....	19
(1) 道路軸.....	19
(2) 鉄道軸.....	20
(3) 海の軸.....	21
(4) 川の軸.....	22
【景観形成上重要な景観軸】.....	23
(5) ビスタロード.....	23
(6) 島の道.....	25
(7) 幹線道路.....	28
4. 点的な景観.....	29
5. 景観形成上重要な地区.....	30
(1) 城下町地区.....	32
(2) 漁村・海女集落地区.....	34
(3) 観光市街地地区.....	43
6. 眺望景観.....	47
(1) 眺望景観について.....	47
(2) ビューポイント.....	51
(3) 景観形成上重要な眺望景観.....	52
(4) 鳥羽湾眺望重点ゾーン.....	54

7. 良好な景観の形成に向けた推進方策	60
(1) 基本的な考え方	60
(2) 各活動主体の役割に基づく推進	60
(3) 民間活力の導入方策	60
(4) 都市計画法などの活用による推進	61
(5) 重点地区指定に向けた取り組み	61
(6) 景観を巡る方針	63
第Ⅳ章 行為の制限に関する事項	72
1. 行為の制限の考え方	72
2. 景観計画区域の区分	72
(1) 一般区域	72
(2) 眺望保全区域	73
(3) 重点地区	73
3. 景観形成基準	76
(1) 景観形成基準の考え方	76
(2) 景観形成基準	77
4. 届出を要する行為	90
(1) 山地の景観ゾーン・海岸と島の景観ゾーン・みなとまちの景観ゾーン・国道167号沿道ゾーン	90
(2) みなとまち（沿道）ゾーン・国道42号沿道ゾーン・パールロード沿道ゾーン	92
(3) 重点地区	92
第Ⅴ章 その他良好な景観の形成に関する事項	93
1. 景観重要建造物の指定の方針	93
2. 景観重要樹木の指定の方針	93
3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	93
(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項	93
(2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する基本的事項	93
4. 景観重要公共施設の整備に関する事項	94
5. 自然公園法の許可の基準	105
6. 景観法の諸制度の活用	105
資料編	1
1. 景観計画区域の区分について	1
(1) 一般区域の区分	1
(2) 鳥羽湾眺望重点ゾーンの区分	3
(3) 眺望保全ゾーンの区分	22
2. 海女集落の調査・研究成果（概要）	27
3. 用語解説	33